平成 26 年４月 30 日

各　位

上場会社名　　北海道電力株式会社
代表者　　取締役社長　川合　克彦
（コード番号　　9509）
問合せ先責任者　企画部経営管理グループリーダー
小林　剛史
（ＴＥＬ　　011-251-1111）

第三者割当増資による優先株式発行、資本準備金の額及び利益準備金の額の減少、剰余金の処分、株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」という。）において、①平成 26 年６月 26 日に開催される第 90 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）において、定款の一部変更並びに資本準備金の額及び利益準備金の額の減少等に関する承認可決等を条件として、株式会社日本政策投資銀行（以下「日本政策投資銀行」という。）を割当先として第三者割当の方法により新たに 500 億円のＡ種優先株式（以下「本優先株式」という。）を発行すること（以下「第三者割当増資による優先株式発行」という。）、②本優先株式の発行の効力が生じることを条件として、本優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金の増加分の全部を減少すること（以下「株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少」という。）について決議しましたので、お知らせいたします。また、本取締役会において、本定時株主総会におきまして、（ⅰ）「資本準備金の額及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」、（ⅱ）「定款一部変更の件（２）」及び（ⅲ）「第三者割当増資によるＡ種優先株式発行の件」を付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。なお、本日別途「定款の一部変更に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、本定時株主総会におきまして、事業目的を追加する定款の一部変更に関する議案も付議することを決議しております。

記

Ⅰ．第三者割当増資による優先株式発行の件

１．本優先株式発行の概要

（1）	払込期日（発行日）	平成 26 年７月 31 日
（2）	発行新株式数	Ａ種優先株式　500 株
（3）	発行価額（払込金額）	１株につき 100,000,000 円

（4）	調達資金の額	50,000,000,000円
（5）	優先配当金	平成27年３月期から平成31年３月期まで　１株につき3,800,000円 平成32年３月期　１株につき5,464,384円 平成33年３月期以降　１株につき6,300,000円
（6）	募集又は割当方法（割当先）	日本政策投資銀行に対する第三者割当方式
（7）	募集時における発行済株式数（平成26年４月30日現在）	普通株式　　215,291,912株
（8）	募集（発行）後における発行済株式総数	普通株式　　215,291,912株 Ａ種優先株式　500株

２．第三者割当増資による優先株式発行の目的及び理由

（１）当社の経営環境

平成23年３月の東日本大震災以降、泊発電所が順次停止したことにより、火力発電所の燃料費や他社からの購入電力料（以下「燃料費等」という。）が震災以前に比べ急増し、平成24年３月期は146億円の経常損失となりました。平成25年３月期は、最後まで稼働していた泊発電所３号機が５月に停止する状況となり、300億円に近いコスト削減に取り組みましたが、1,186億円の大幅な経常損失となりました。

収支の急激な悪化に伴う純資産の毀損拡大を受け、当社は平成25年４月に電気料金の値上げを申請し、同年９月から低圧でご契約のお客さま（ご家庭・商店等）平均7.73%、高圧でご契約のお客さま（オフィスビル・商業施設・工場等）平均11.00%の値上げを実施しました。また、泊発電所の発電再開に向け、平成25年７月の原子力発電所に係る新規制基準施行後、速やかに適合性審査に必要な許認可申請を提出するとともに、安全対策工事に取り組んでまいりました。しかしながら、泊発電所の適合性審査には時間を要しており、依然として全基停止が続いております。

平成26年３月期は、電気料金値上げによる増収に加え、460億円のコスト削減に取り組みましたが、燃料費等の増加を吸収することはできず、988 億円の経常損失となりました。泊発電所の長期停止に伴う３期連続の経常損失計上を余儀なくされた結果、平成23年３月期末に3,659億円であった純資産残高は929億円まで減少し、自己資本比率は5.4%まで低下しております。また、有利子負債残高は過去最高となる１兆2,965億円まで増加しております。現時点においても泊発電所の発電再開時期を見通すことができない状況を踏まえると、当社としましては、資本増強と収支改善、両面での対策が必要と考えております。

（注）当社単体の経営環境について記載しているため、数値については単体の数字を記載しております。

（２）本優先株式発行の目的及び理由

今後も電力の安定供給を続けていくためには、流通・発電設備の経年化対策工事に加え、泊発電所の安全対策工事、石狩湾新港発電所の新設工事（※１）、北海道本州間連系設備（北本連系設備）の増強工事（※２）等の設備投資が必要となります。当社は、これらの設備投資に必要な資金の調達を円滑に進めるため、毀損が進んだ純資産の早期回復により財務基盤の安定化を図り、信用力の維持に努めることが重要と考え、収支改善に向けたあらゆる対策を検討・実施するとともに、自己資本の増強方策についても検討を進めてまいりました。

そして、自己資本比率が5.4%まで低下した当社の財務状況に鑑みると、設備投資資金の一部を増資により調達することで、自己資本の増強を図ることが適切と考える一方、増資により調達が必要な額は当社の発行済株式の時価総額と比較して多額であるため、普通株式による資金調達の実施は直ちに大幅な希薄化を発生させることになり、株主価値を損ないかねないことから適切ではないと判断いたしました。

このような状況の下、下記（３）のとおり普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権も付さず、希薄化を発生させない本優先株式の発行が、既存株主さまにとっても最善の策であると考え、当社の最大の資金借入先である日本政策投資銀行を割当先として、本優先株式による資金調達を実施することといたしました。

当社としましては、本優先株式の発行により、毀損が進んだ純資産の早期回復により財務基盤の安定化を図り、信用力の維持に努めることが今後の資金調達の円滑化に資するものと考えております。また、調達した資金を電力の安定供給確保に必要な設備投資資金に充当することで将来的な収益基盤の強化が図られ、企業価値の向上にも寄与するものと考えております。

（※１）石狩湾新港発電所新設工事

既設火力発電所の経年化への対応、燃料種の多様化及び電源の分散化を図り、将来的な電力の安定供給を確実なものとするため、当社初のＬＮＧ（液化天然ガス）火力発電所である石狩湾新港発電所の新設を計画しております。

（※２）北本連系設備増強工事

既設の北本連系設備（設備容量：60 万 kW、電源開発(株)所有）の作業停止時や将来の大規模改修時においても北海道における電力の安定供給を確保するため、新たなルートで30万kWの増強を計画しております。

（３）本優先株式の概要

本優先株式を保有する株主（以下「本優先株主」という。）は、株主総会において議決権を有さず、また、本優先株式には普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権も付されておらず、普通株式の増加による既存株主さまの利益の希薄化を生ぜしめるものではありません。

本優先株式の主な特徴は、以下のとおりです。

① 配当金

本優先株主は、普通株主に対して優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において本優先株主への配当金が不足した場合、当該不足額の支払は翌事業年度以降に累積されます。本優先株主は、当該配当金を超えて剰余金の配当を受け取ることはできません。

② 金銭を対価とする取得条項

本優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されており、当社は平成 26 年８月１日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日に、金銭を対価として本優先株式の全部又は一部を取得することができます。

この対価となる金銭は、本優先株式１株に対して、100,000,000 円に経過配当相当額及び累積未払配当金の額（但し、本優先株式の発行要項に従って計算される。）を加えた額となります。

③ 金銭を対価とする取得請求権

本優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されており、本優先株主は、金銭を対価として本優先株式の全部又は一部を取得することを当社に請求できます。この対価となる金銭は、本優先株式１株に対して、100,000,000 円に経過配当相当額及び累積未払配当金の額（但し、本優先株式の発行要項に従って計算される。）を加えた額となります。

当社は、割当先と本日付で締結した投資契約書（以下「投資契約」という。）において、割当先との間で、かかる取得請求権は、下記のいずれかの事由に該当しない限り行使することができない旨、合意しております。

（ⅰ）本優先株式の発行日から５年が経過した場合

（ⅱ）当社が投資契約に定める義務に違反した場合（但し、軽微な違反を除く。）又は投資契約に基づき表明及び保証した事項のいずれかが真実又は正確でなかった場合（但し、軽微な点で真実かつ正確でない場合を除く。）

（ⅲ）当社の各事業年度及び各第２四半期会計期間の末日における当社の単体の純資産の部の金額が、当該各事業年度及び各第２四半期会計期間の末日現在の割当先の保有する本優先株式の払込金額の総額を下回った場合

④　議決権・種類株主総会における決議

本優先株主は、株主総会において議決権を有しません。また、当社が会社法第 322 条１項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、本優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

⑤　譲渡制限

当社は、投資契約において、割当先との間で、金銭を対価とする取得請求権の行使が可能となるまでの間は、当社の事前の承諾無く本優先株式の全部又は一部の譲渡ができない旨、合意しております。

（注）本優先株式の詳細につきましては、別添の発行要項をご参照ください。

（４）割当先との投資契約における合意について

当社は、割当先との投資契約において、金銭を対価とする取得請求権の行使や本優先株式の譲渡を制限する一方、主に次に掲げる義務を負っております。

①　電気事業維持

電気事業を営むのに必要な許可等を維持し、全ての法令等を遵守して電気事業を継続すること。但し、法令等に基づいて当社がこれと異なる対応を行う必要がある場合は除く。

②　重要な変更に関する制限

投資契約に定める場合を除き、割当先が書面により事前に承諾しない限り（但し、割当先は、当社の意思を最大限尊重するものとし、その承認を不合理に留保又は拒絶しないものとする。また、本件優先株式に影響を及ぼさないと合理的に認められる定款変更については、当社が割当先に対して事前の通知を行うことで足りるものとする。）、定款変更、資本金の減少、準備金の減少、合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又はその事業の全部若しくは重要な一部の第三者（当社の子会社及び関連会社を含む。）への譲渡のうち、株主総会の決議を要する事項のいずれも行わないこと。但し、法令等に基づいて当社がこれらの事項を行う必要がある場合は除く。

（５）収支改善に向けた取組み

上記（１）に記載のとおり、当社の置かれた現状を踏まえると、資本増強と収支改善の両面での対策が必要と考えており、本優先株式発行による資本増強に加え、収支改善に向けた取組みも進めてまいります。

平成 27 年３月期においては、役員報酬や社員の給料手当等の人件費削減や資機材調達価格の低減等現行の電気料金に反映している 370 億円程度の効率化を着実に実施するとともに、修繕工事の繰延べや諸経費等の一時的な支出削減等により 210 億円程度の追加コスト削減に取り組む計画としております。また、当社は平成 26 年４月１日に渇水準備引当金 193 億円の取崩しを経済産業大臣に申請し、同月３日に許可を受けております。

しかしながら、燃料費等が大幅に増加した状況が続いている限り、赤字構造の抜本的な解消に向けて電気料金の再値上げが必要と考えております。電気料金の値上げを検討する上では泊発電所の発電再開時期の想定が重要であることから、適合性審査の動向を見てまいりたいと考えておりますが、夏頃まで待っても泊発電所の具体的な発電再開時期の見通しが得られない場合には、発電再開の大幅な遅れが避けられないため、値上げの申請について最終的な判断を行わざるを得ないと考えております。

当社としましては、下記「Ⅱ.資本金の額、資本準備金の額及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」に記載のとおり欠損の填補等を行った上で、上記の取組みによる抜本的な収支改善を通じて純資産及び分配可能額の持続的な回復を図り、本優先株式の早期償還を目指していきます。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	50,000,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	250,000,000 円
③ 差引手取概算額	49,750,000,000 円

（注）発行諸費用の概算額のうち主なものは、登録免許税（175 百万円）並びにフィナンシャルアドバイザリー費用、リーガルアドバイザリー費用及び価値算定費用等（合計 75 百万円）で、消費税等は含まれておりません。

（２）調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金 額（百万円）	支出予定時期
本優先株式の発行により調達する資金は、平成 26 年度設備投資資金 130,626 百万円の一部に充当する予定です。	49,750	平成 26 年８月～平成 27 年３月

（注）調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

平成 26 年度設備投資計画の概要は以下のとおりです。

設備投資の項目及び内容		金額（百万円）
電源	水力	10,612
	火力	10,715
	原子力	53,815
	新エネ等	27
流通	送電	11,699
	変電	5,418
	配電	12,950
その他		8,303
原子燃料		17,087
合計		130,626

４．資金使途の合理性に関する考え方

本優先株式の調達資金を設備投資資金に充当することで、電力の安定供給の確保に必要な設備の経年化対策に加え、泊発電所の安全性向上、石狩湾新港発電所新設や北本連系設備増強による中長期的な供給力の確保を通じて、将来的な収益基盤の強化が図られ、企業価値の向上に寄与するものと考えております。従って、本資金使途は当社にとって合理性あるものと考えております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本優先株式が普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されない、いわゆる「社債型優先株式」であることを踏まえ、優先配当金等、優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮して算定された本優先株式の評価額、並びに当社の置かれた事業環境、財務状況を総合的に勘案の上、金 100,000,000 円を本優先株式の１株当たりの払込金額としており、当社としては本優先株式の発行条件及び払込金額は公正な水準であると判断しております。

なお、当社は、本優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、本優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当社及び割当先から独立した第三者算定機関であるみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社（以下「みずほ第一FT」という。）に本優先株式の株式価値の算定を依頼し、同社より、本優先株式の株式価値算定書を取得いたしました。みずほ第一FTは、一定の前提（本優先株式の配当金額、金銭を対価とする取得条項、金銭を対価とする取得請求権、クレジットスプレッド等）の下、一般的な価値算定モデルを用いて本優先株式の公正価値を算定しております。

本優先株式の払込金額は、みずほ第一FTが算定した株式価値に対して10%以下のディスカウント率となっており、当社としては、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、客観的な市場価値のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆さまの意思も確認することが適切であると考え、念のため、本優先株式発行については、本定時総会において会社法第199条第１項、第２項及び第３項に基づく特別決議によるご承認をいただく予定です。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本優先株式発行により、総額50,000,000,000円を調達いたしますが、上述の「２．第三者割当増資による優先株式発行の目的及び理由」に記載のとおり、純資産の早期回復による財務基盤の安定化及び設備投資資金の必要性を総合的に勘案の上、決定したものであり、本優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、本優先株式は、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付されない、いわゆる「社債型優先株式」であるため、普通株式に関する希薄化は発生しません。

６．割当先の選定理由等

（１）割当先の概要

（1）	名称	株式会社日本政策投資銀行
（2）	所在地	東京都千代田区大手町一丁目９番６号
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 橋本 徹
（4）	事業内容	金融保険業
（5）	資本金	1,206,953百万円
（6）	設立年月日	平成20年10月１日
（7）	発行済株式数	43,632,360株（平成25年９月末）
（8）	決算期	３月
（9）	従業員数	1,397名（平成25年９月末）（連結）
(10)	主要取引先	―
(11)	主要取引銀行	―
(12)	大株主及び持株比率	財務大臣 100%
(13)	当事会社間の関係	
	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。

	取引関係	当社は当該会社より1,510億円の借入れ（平成26年３月末日現在）を行っています。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14)　最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期
連結純資産	2,409,995	2,461,065	2,538,576
連結総資産	14,845,213	15,579,881	16,248,712
１株当たり連結純資産（円）	55,118.08	56,259.53	58,026.14
連結経常収益	345,189	318,775	340,098
連結経常利益	95,015	99,213	115,621
連結当期純利益	101,583	77,313	71,337
１株当たり連結当期純利益（円）	2,328.63	1,772.27	1,634.96
１株当たり配当金（円）	1,147	856	808

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注）当社は投資契約において割当先から、自己及びその役員が暴力団等と関係がないこと等の表明及び保証を得ております。また、割当先は、会社の沿革、役員等について有価証券報告書等において公表しております。当社は、このような割当先の開示情報及び当社と割当先との従来からの取引関係等当社の認識している情報も踏まえ、割当先及び割当先の役員又は株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

（２）割当先を選定した理由

「２．第三者割当増資による優先株式発行の目的及び理由」に記載のとおり、日本政策投資銀行は当社の最大の資金借入先でもあり、当社の今後の設備投資計画及び普通株式の希薄化を回避し既存株主さまへの影響を緩和するという当社の考えをご理解いただいたこと等を総合的に勘案の上、本優先株式による資金調達が企業価値向上に寄与するとの判断に至り、日本政策投資銀行を割当先に選定いたしました。

（３）割当先の保有方針

当社は、割当先が、本優先株式の取得を原則として中期投資として取り組む意向であり、本優先株式取得後は、本優先株式の発行要項等の定めに従い本優先株式を保有し、基本的に、現金対価とする取得請求による現金償還を選択する方針と理解しております。

なお、「２．第三者割当増資による優先株式発行の目的及び理由」に記載のとおり、割当先は、金銭を対価とする取得請求権の行使が可能となるまでの間、保有する本優先株式の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の承諾を必要としております。

（４）割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当先が平成25年12月20日付で関東財務局長宛に提出している半期報告書に記載の貸借対照表に現金預け金189,325百万円（平成25年９月30日）と記載されており、割当先が本件の第三者割当の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。

７．募集（発行）後の大株主及び持株比率

（１）普通株式

募集前（平成 26 年３月 31 日現在）		募集(発行)後
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7.51%	同左
株式会社北洋銀行	4.74%	
日本生命保険相互会社	4.72%	
株式会社みずほ銀行	1.96%	
北海道電力従業員持株会	1.96%	
株式会社北海道銀行	1.92%	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.89%	
明治安田生命保険相互会社	1.88%	
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	1.43%	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	1.27%	

（注）自己株式 9,731 千株は除外しております。

（２）A種優先株式

募集前（平成 26 年３月 31 日現在）	募集(発行)後	
該当なし	株式会社日本政策投資銀行	100%

８．今後の見通し

本優先株式の発行により、純資産の早期回復による財務基盤の安定化を図ります。

なお、今後の見通しについては、本日付で公表の「平成 26 年３月期　決算短信」にて記載しております平成 27 年３月期の業績予想をご参照ください。

９．企業行動規範上の手続き

本優先株式の発行は、①希薄化が生じないこと、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（連結）

決算期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期	平成 26 年３月期
連結売上高	634,439 百万円	582,990 百万円	630,340 百万円
連結営業利益又は連結営業損失（△）	2,482 百万円	△115,493 百万円	△80,168 百万円
連結経常損失（△）	△9,669 百万円	△128,184 百万円	△95,370 百万円
連結当期純損失（△）	△72,066 百万円	△132,819 百万円	△62,972 百万円
１株当たり連結当期純損失(△)	△350.55 円	△646.08 円	△306.34 円
１株当たり配当金	50.00 円	―円	―円
１株当たり連結純資産	1,538.44 円	871.17 円	657.60 円

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 26 年４月 30 日現在）

種　　類	株　式　数	発行済株式数に対する比率
普　　通　　株　　式	215,291,912 株	100%

（注）平成 26 年４月 30 日現在において、潜在株式はありません。

（3）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期	平成 26 年３月期
始　　値	1,590 円	1,219 円	1,002 円
高　　値	1,590 円	1,259 円	1,540 円
安　　値	962 円	487 円	841 円
終　　値	1,215 円	993 円	872 円

② 最近６か月間の状況

	11 月	12 月	１月	２月	３月	４月
始　　値	1,265 円	1,200 円	1,209 円	1,030 円	1,036 円	857 円
高　　値	1,308 円	1,217 円	1,223 円	1,095 円	1,094 円	857 円
安　　値	1,190 円	1,103 円	1,056 円	883 円	841 円	631 円
終　　値	1,207 円	1,209 円	1,081 円	1,037 円	872 円	643 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 26 年４月 28 日現在
始　　値	649 円
高　　値	649 円
安　　値	638 円
終　　値	643 円

（4）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項なし

Ⅱ.資本金の額、資本準備金の額及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

１．資本準備金の額及び利益準備金の額の減少

（1）資本準備金の額及び利益準備金の額の減少の目的

欠損の填補及び今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本準備金の額及び利益準備金の額を減少し、分配可能額を構成するその他資本剰余金及び繰越利益剰余金へ振り替えることといたしました。なお、資本準備金の額及び利益準備金の額の減少については、本定時株主総会において、承認可決されることを条件としています。

（2）資本準備金の額及び利益準備金の額の減少の要領

① 減少すべき資本準備金の額

21,174,907,325 円

② 減少すべき利益準備金の額

28,219,867,668 円

③ 資本準備金の額及び利益準備金の額の減少の方法

会社法第 448 条第１項の規定に基づき資本準備金の減少を上記のとおり行った上でその全額を「その他資本剰余金」に振り替え、利益準備金の額の減少を上記のとおり行った上でその全額を「繰越利益剰余金」に振り替えます。

（３）資本準備金の額及び利益準備金の額の減少の日程

平成 26 年４月 30 日　　取締役会決議日

平成 26 年６月 26 日　　株主総会決議日（予定）

平成 26 年６月 26 日　　効力発生日（予定）

※本件における資本準備金の額及び利益準備金の額の減少は会社法第 449 条第１項但書の要件に該当するため、債権者異議申述の手続は発生しません。

２．剰余金の処分

（１）剰余金の処分の目的

欠損の填補を目的として、別途積立金及び上記１.による振替後のその他資本剰余金を減少させ、繰越利益剰余金へ振り替えることといたしました。なお、剰余金の処分については、本定時株主総会において、承認可決されることを条件としています。

（２）剰余金の処分の要領

① 減少すべき剰余金の項目及びその額

別途積立金　　58,500,000,000 円

その他資本剰余金　　21,174,907,325 円

② 剰余金の処分の方法

会社法第 452 条の規定に基づき別途積立金及び上記１.による振替後のその他資本剰余金を減少させ、その全額を「繰越利益剰余金」へ振り替えます。

（３）剰余金の処分の日程

平成 26 年４月 30 日　　取締役会決議日

平成 26 年６月 26 日　　株主総会決議日（予定）

平成 26 年６月 26 日　　効力発生日（予定）

３．株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少

（１）資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。なお、株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本優先株式の発行の効力が生じることを条件としています。

（２）資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

① 減少すべき資本金の額

25,000,000,000 円

（内訳）本優先株式の発行による「増加する資本金の額」に相当する額 25,000,000,000 円

（なお、本優先株式の払込金の払込と同時に資本金の額が 25,000,000,000 円増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は効力発生前の資本金の額より減少いたしません。）

② 減少すべき資本準備金の額

25,000,000,000 円

（内訳）本優先株式の発行による「増加する資本準備金の額」に相当する額 25,000,000,000 円

（なお、本優先株式の払込金の払込と同時に資本準備金の額が 25,000,000,000 円増額いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額は効力発生前の資本準備金の額より減少いたしません。）

③ 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第 447 条第１項乃至第３項及び第 448 条第１項乃至第３項の規定に基づき資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれその全額を「その他資本剰余金」に振り替えます。

（３）資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

平成 26 年４月 30 日　　取締役会決議日
平成 26 年５月 20 日　　債権者異議申述公告日（予定）
平成 26 年６月 20 日　　債権者異議申述最終期日（予定）
平成 26 年７月 31 日　　効力発生日（予定）

４．今後の見通し

本件は、「純資産の部」の勘定振替であり、当社の純資産額の変動はないため、当社の業績に与える影響はありません。

Ⅲ. 定款の一部変更の件

１．定款変更の目的

上記Ⅰ．に記載のとおり、本優先株式の発行を可能とするために、本優先株式に関する定款規定を新設するものであります。このため、A種優先株式に関する規定を新設する「定款一部変更の件（２）」を本定時株主総会に付議することを本取締役会において決議いたしました。

２．定款変更の内容

定款変更の内容は別添２のとおりです

３．定款変更の日程

平成 26 年４月 30 日　　取締役会決議日
平成 26 年６月 26 日　　株主総会決議日（予定）
平成 26 年６月 26 日　　効力発生日（予定）

（注）当社は、上記内容の他、事業目的を追加する定款の一部変更に関する議案を本定時株主総会に付議することを本取締役会で決議いたしました。詳細は、本日別途公表しております「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以　上

（別添 1）

A 種優先株式発行要項

1. 種類株式の名称

北海道電力株式会社 A 種優先株式（以下「A 種優先株式」という。）

2. 発行新株式数

500 株

3. 払込金額

1 株につき 100,000,000 円

4. 払込金額の総額

50,000,000,000 円

5. 増加する資本金に関する事項

増加する資本金の額は、25,000,000,000 円（1 株につき 50,000,000 円）とする。

6. 増加する資本準備金に関する事項

増加する資本準備金の額は、25,000,000,000 円（1 株につき 50,000,000 円）とする。

7. 払込期日

平成 26 年 7 月 31 日

8. 発行方法

第三者割当の方法により、株式会社日本政策投資銀行に全株を割り当てる。

9. 優先配当金

(1) A 種優先配当金

本会社は、剰余金の配当（A 種優先中間配当金（本項第(5)号に定義する。以下同じ。）を除く。）を行うときは、当該配当に係る基準日現在の株主名簿に記録された最終の A 種優先株式を有する株主（以下「A 種優先株主」という。）又は A 種優先株式の登録株式質権者（以下「A 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A 種優先株式 1 株につき本項第(2)号に定める額の剰余金（以下「A 種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A 種優先配当金の全部又は一部の配当（本項第(3)号に定める累積未払 A 種優先配当金の配当を除き、A 種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

(2)　A 種優先配当金の額

A 種優先配当金の額は、(i)平成 27 年 3 月 31 日に終了する事業年度から平成 31 年 3 月 31 日に終了する事業年度までの各事業年度に属する日を基準日とする場合は、1 株につき 3,800,000 円とし、(ii)平成 32 年 3 月 31 日に終了する事業年度に属する日を基準日とする場合は、1 株につき 5,464,384 円とし、(iii)平成 33 年 3 月 31 日に終了する事業年度以降の事業年度に属する日を基準日とする場合は 1 株につき 6,300,000 円とする（ただし、A 種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。）。

(3)　累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して支払う 1 株当たり剰余金の配当（以下に定める累積未払 A 種優先配当金の配当を除き、A 種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係る A 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、(i)平成 31 年 7 月 31 日までは年率 3.8%、(ii)平成 31 年 8 月 1 日以降は年率 6.3%で 1 年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 1 位まで計算し、その小数第 1 位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払 A 種優先配当金」という。）については、A 種優先配当金、A 種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して支払う。

(4)　非参加条項

A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、A 種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5)　A 種優先中間配当金

本会社は、毎年 9 月 30 日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年 9 月 30 日現在の株主名簿に記録された最終の A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき当該基準日の属する事業年度における A 種優先配当金の額の 2 分の 1 に相当する額（1 円に満たない金額は切り上げる。）（以下「A 種優先中間配当金」という。）を配当する。ただし、平成 31 年 9 月 30 日を基準日とする A 種優先中間配当金は 2,323,014 円とする。

10. 残余財産の分配

本会社は、残余財産を分配するときは、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。ただし、A 種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類す

る事由があった場合には、適切に調整される。

（基準価額算式）

1 株当たりの残余財産分配価額

＝　100,000,000 円＋累積未払 A 種優先配当金

＋前事業年度未払 A 種優先配当金＋当事業年度未払優先配当金額

上記算式における「累積未払 A 種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、第 9 項第(3)号に従い計算される額の合計額とし、

「前事業年度未払 A 種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本項において「前事業年度」という。）に係る A 種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない A 種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係る A 種優先配当金の不足額（ただし、累積未払 A 種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、

また、「当事業年度未払優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間について適用ある A 種優先配当金の額（残余財産分配日が平成 32 年 3 月 31 日に終了する事業年度に属する場合、事業年度の初日（同日を含む。）から平成 31 年 7 月 31 日までは 3,800,000 円、平成 31 年 8 月 1 日以降は 6,300,000 円を意味する。）を当該期間の実日数で日割計算して算出される金額（ただし、残余財産分配日が平成 27 年 3 月 31 日に終了する事業年度に属する場合は、3,800,000 円）から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われた A 種優先中間配当金がある場合における A 種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 1 位まで計算し、その小数第 1 位を四捨五入する。

A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

11. 議決権

A 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

12. 種類株主総会における決議

本会社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

13. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

本会社は、法令に定める場合を除き、A 種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。本会社は、A 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の

割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

14. 金銭を対価とする取得請求権

A 種優先株主は、本会社に対し、平成 26 年 8 月 1 日以降いつでも、金銭を対価として A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）。本会社は、この請求がなされた場合には、A 種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A 種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えて A 種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき A 種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

A 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、第 10 項に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、第 10 項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

15. 金銭を対価とする取得条項

本会社は、平成 26 年 8 月 1 日以降の日で、本会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、A 種優先株主又は A 種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えに A 種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他本会社の取締役会が定める合理的な方法による。

A 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、第 10 項に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、第 10 項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

16. 法令の変更等に伴い、本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、本会社は必要な措置を講じる。

以　上

（別添 2）

【定款変更の内容】

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第２章　株　式	**第２章　株　式**
（発行可能株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は，４億 9,500 万株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は，４億 9,500 万株とし，各種類の発行可能種類株式総数は，次のとおりとする。 普通株式　　４億 9,500 万株 Ａ種優先株式　　500 株
（単元株式数） 第７条　本会社の単元株式数は，100 株とする。	（単元株式数） 第７条　本会社の単元株式数は，普通株式につき 100 株とし，Ａ種優先株式につき１株とする。
（新　設）	**第２章の２　Ａ種優先株式**
（新　設）	（Ａ種優先配当金） 第 12 条の２　本会社は，剰余金の配当（Ａ種優先中間配当金（第５項に定義する。以下同じ。）を除く。）を行うときは，当該配当に係る基準日現在の株主名簿に記録された最終のＡ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）又はＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録株式質権者」という。）に対し，普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち，Ａ種優先株式１株につき第２項に定める額の剰余金（以下「Ａ種優先配当金」という。）を配当する。ただし，当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として，Ａ種優先配当金の全部又は一部の配当（第３項に定める累積未払

	Ａ種優先配当金の配当を除き，Ａ種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは，かかる配当の累積額を控除した額とする。
（新　設）	２　Ａ種優先配当金の額は，(i)平成 27 年３月 31 日に終了する事業年度から平成 31 年３月 31 日に終了する事業年度までの各事業年度に属する日を基準日とする場合は，１株につき 3,800,000 円とし，(ii)平成 32 年３月 31 日に終了する事業年度に属する日を基準日とする場合は，１株につき 5,464,384 円とし，(iii)平成 33 年３月 31 日に終了する事業年度以降の事業年度に属する日を基準日とする場合は１株につき 6,300,000 円とする（ただし，Ａ種優先株式につき，株式の分割，株式の併合，株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には，適切に調整される。以下同じ。）。
（新　設）	３　ある事業年度に属する日を基準日として，Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して支払う１株当たり剰余金の配当（以下に定める累積未払Ａ種優先配当金の配当を除き，Ａ種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係るＡ種優先配当金の額に達しないときは，その不足額は，当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降，実際に支払われた日（同日を含む。）まで，(i)平成 31 年７月 31 日までは年率 3.8%，(ii)平成 31 年８月１日以降は年率 6.3%で１年毎の複利計算により累積する。なお，当該計算は，１年を 365 日とした日割計算により行うものとし，除算は最後に行い，円位未満小数第１位まで計算し，その小数第１位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払Ａ種優先配当金」という。）については，Ａ種優先配当金，Ａ種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って，これをＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に

	対して支払う。
（新　設）	４　Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対しては，Ａ種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし，本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第８号ロ若しくは同法第 760 条第７号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
（新　設）	５　本会社は，毎年９月 30 日を基準日として剰余金の配当を行うときは，毎年９月 30 日現在の株主名簿に記録された最終のＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し，普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち，Ａ種優先株式１株につき当該基準日の属する事業年度におけるＡ種優先配当金の額の２分の１に相当する額（１円に満たない金額は切り上げる。）（以下「Ａ種優先中間配当金」という。）を配当する。ただし，平成 31 年９月 30 日を基準日とするＡ種優先中間配当金は 2,323,014 円とする。
	（残余財産の分配）
（新　設）	第 12 条の３　本会社は，残余財産を分配するときは，Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し，普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち，Ａ種優先株式１株当たりの残余財産分配価額として，以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。ただし，Ａ種優先株式につき，株式の分割，株式の併合，株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には，適切に調整される。
	（基準価額算式） １株当たりの残余財産分配価額＝100,000,000 円＋累積未払Ａ種優先配当金＋

	前事業年度未払Ａ種優先配当金＋当事業年度未払優先配当金額 上記算式における「累積未払Ａ種優先配当金」は，残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として，前条第３項に従い計算される額の合計額とし，「前事業年度未払Ａ種優先配当金」は，基準日の如何にかかわらず，残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本条において「前事業年度」という。）に係るＡ種優先配当金のうち，残余財産分配日までに実際に支払われていないＡ種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るＡ種優先配当金の不足額（ただし，累積未払Ａ種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし，また，「当事業年度未払優先配当金額」は，残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降，残余財産分配日（同日を含む。）までの期間について適用あるＡ種優先配当金の額（残余財産分配日が平成32年３月31日に終了する事業年度に属する場合，事業年度の初日（同日を含む。）から平成 31 年７月 31 日までは 3,800,000 円，平成 31 年８月１日以降は 6,300,000 円を意味する。）を当該期間の実日数で日割計算して算出される金額（ただし，残余財産分配日が平成27年３月31日に終了する事業年度に属する場合は，3,800,000 円）から，残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われたＡ種優先中間配当金がある場合におけるＡ種優先中間配当金の額を控除した金額とする。 なお，当該計算は，１年を 365 日とした日割計算により行うものとし，除算は最後に行い，円位未満小数第１位まで計算し，その小数第１位を四捨五入する。 Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対しては，上記のほか残余財産の分配を

	行わない。
（新　設）	（議決権） 第 12 条の４　Ａ種優先株主は，株主総会において議決権を有しない。
（新　設）	（種類株主総会における決議） 第 12 条の５　本会社が会社法第 322 条第１項各号に掲げる行為をする場合においては，法令に別段の定めのある場合を除き，Ａ種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
（新　設）	（株式の併合又は分割，募集株式の割当て等） 第 12 条の６　本会社は，法令に定める場合を除き，Ａ種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。本会社は，Ａ種優先株主には，募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず，また，株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
（新　設）	（金銭を対価とする取得請求権） 第 12 条の７　Ａ種優先株主は，本会社に対し，平成 26 年８月１日以降いつでも，金銭を対価としてＡ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を，以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）。本会社は，この請求がなされた場合には，Ａ種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに，金銭対価取得請求権取得日における会社法第 461 条第２項所定の分配可能額を限度として，法令上可能な範囲で，金銭対価取得請求権取得日に，Ａ種優先株主に対して，次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし，分配可能額を超えてＡ種優先株主から取得請求があった場合，取得すべきＡ種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法に

	より決定する。 　Ａ種優先株式１株当たりの取得価額は，第12 条の３に定める基準価額算式に従って計算される。なお，本条の取得価額を算出する場合は，第 12 条の３に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて，基準価額を計算する。
（新　設）	（金銭を対価とする取得条項） 第 12 条の８　本会社は，平成 26 年８月１日以降の日で，本会社の取締役会が別に定める日が到来したときは，当該日において，Ａ種優先株主又はＡ種登録株式質権者の意思にかかわらず，法令上可能な範囲で，次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにＡ種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお，一部取得するときは，比例按分又はその他本会社の取締役会が定める合理的な方法による。 　Ａ種優先株式１株当たりの取得価額は，第12 条の３に定める基準価額算式に従って計算される。なお，本条の取得価額を算出する場合は，第 12 条の３に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて，基準価額を計算する。
（新　設）	（法令変更等） 第 12 条の９　法令の変更等に伴い，Ａ種優先株式の内容の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には，本会社は必要な措置を講じる。
第３章　株主総会	**第３章　株主総会**
（新　設）	（種類株主総会） 第 18 条の２　種類株主総会は必要があるとき

	に，社長が，取締役会決議に基づきこれを招集する。
（新　設）	2　第 13 条第２項，第 14 条，第 15 条，第 17 条及び第 18 条の規定は，種類株主総会について準用する。
（新　設）	3　第 12 条第１項の規定は，定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。
（新　設）	4　第 16 条第１項の規定は，会社法第 324 条第１項の規定による種類株主総会の決議について準用する。
（新　設）	5　第 16 条第２項の規定は，会社法第 324 条第２項の規定による種類株主総会の決議について準用する。
第４章　取締役及び取締役会	**第４章　取締役及び取締役会**
第 29 条　取締役会は，その決議によって会長を１名選定することができる。	第 29 条　（現行どおり）
2　会長は本会社を代表し，取締役会の決議に基づき，本会社の業務を総理する。	2　（現行どおり）
3　会長を選定した場合には，社長は会長を補佐し，本会社の業務執行を統括する。この場合には，第 13 条，第 14 条，第 22 条及び第 23 条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。	3　会長を選定した場合には，社長は会長を補佐し，本会社の業務執行を統括する。この場合には，第 13 条，第 14 条，第 18 条の２，第 22 条及び第 23 条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。